

平成29年度事業計画書

(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

平成29年度は、会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業（以下併せて「資金決済業」という。）の適切な実施を確保し、もって資金決済業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るとともに、会員のニーズに応えるため、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）として態勢の整備・充実を図り、次の業務を着実に推進する。

I 取引の適正化と利用者等保護への取組み

1. 登録申請・発行の届出及び基準日報告等に係る相談・指導等

登録申請・発行、変更の届出及び基準日報告等に係る指導を行う。

2. 契約内容等の適正化

資金決済法の法令及び事務ガイドライン並びに個人情報保護法が改正されたこと等を踏まえ、法律顧問と連携し、所要の経路を経て自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの見直しを行うとともに、定款・諸規則集を再整備し、会員に配布する。

3. 前払式支払手段の発行及び資金移動業のしおりの見直し

資金決済法の法令及び事務ガイドライン等が改正されたことを踏まえ、「前払式支払手段の発行のしおり」及び「資金移動業のしおり」の内容について見直しを行い、会員に配布する。なお、会員以外には販売する。

4. 資金決済に関する法律Q&Aの見直し

前払式支払手段及び資金移動業に関する定義、登録・変更届出の諸手続き、未使用残高・未達債務額の計算、発行保証金・履行保証金の保全、行政報告・法定帳簿等資金決済法に関する基本的な事項についてQ&A形式でとりまとめた「資金決済法に関する法律Q&A」（前払式支払手段編、資金移動業編）を作成し、23年1月に会員に対し配布したところである。資金決済法等の法令及び事務ガイドライン等の改正等を踏まえ、当該Q&Aの見直しを行う。

5. 資金決済法関係法令集の見直し

資金決済法、政令、内閣府令・別紙様式、保証金規則・様式、告示、事務ガイドライン、パブリックコメントに対する金融庁の考え方等を一冊にとりまとめた「資金決済法関係法令集」について、資金決済法の法令及び事務ガイドライン等の改正を踏まえ、見直しを行う。

6. 消費者トラブルの未然防止のための広報・啓発

インターネットで利用できるサーバ型前払式支払手段を購入させて当該前払式支払手段の価値を詐取する詐欺被害が依然として継続していることを踏まえ、金融庁、国民生活センター、関係省庁等からの情報収集に努めるとともに、これらの関係者と連携し、引き続き詐欺被害防止のための消費者向け広報・啓発を推進する。

II 資金決済業者の経営基盤強化への取組み

1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

金融庁と会員との意見交換会は、前払式支払手段の発行の業務関係、資金移動業関係について意見交換を行う。

2. 法令・事務ガイドライン改正等の際の関係官庁との協議・意見提出等

資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令・ガイドライン等の改正に際し、法律顧問と連携し、会員の意見等も踏まえ関係官庁と協議・調整等を行い、必要に応じ意見提出等を行う。

3. 金融庁における決済関連法制その他金融制度に関する諸会議への対応

FinTechの進展等、最近の金融を巡る環境変化に対応するため、金融庁においては、平成26年に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」等を設置し、決済業務等の高度化に関する検討・審議が行われ、27年12月にWG報告としてとりまとめられ、28年6月資金決済法の改正を含む銀行法等の改正(改正法施行は29年4月1日)が行われた。また、28年7月には、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」が設置され、オープン・イノベーションに関連して、早期の対応が求められる電子決済等代行業者の取扱い等について検討・審議が行われ、28年12月にWG報告がとりまとめられ、29年3月に電子決済等代行業者に対し登録制を導入する等の銀行法等の改正法案が国会に提出され、5月26日に可決・成立(6月2日公布)したところである。これらのWG報告においては、継続的な検討課題として、決済業務に係る横断的法制の整備等、決済関連法制その他金融制度に関する審議を継続していくこととされているところであり、協会もこれらの検討・審議に参加し、必要に応じ、要望・意見表明等を行う。

4. 関係官庁からの要請や提供された情報の管理及び会員への周知

金融庁その他行政機関等からの要請や提供された情報等の管理を適切に行い、必要に応じ会員への周知を行う。

III 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況について、28年度から会員調査の対象先を拡大し適切に実施したところである。本年度も引き続き同程度の対象先に対し会員調査を実施することとし、かつ、効率的かつ効果的な会員調査の実施に努めることとする。また、その際には、資金決済制度や行政・協会への要望等についても併せて意見交換を行うなど、一層の会員との対話の充実を図る。

IV 資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

1. 資金決済業に関する照会・相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員や事業者等からの資金決済業に関する照会・相談、会員の行う資金決済業に関する利用者等からの相談、苦情及び紛争について適切に処理する。

2. 苦情・相談等の集約整理、会員への還元

協会に寄せられた苦情・相談等について、苦情・相談分析システムを活用して集約した事例を内容別に分類・整理し、その傾向・特徴などをまとめて会員に還元する。

V 前払式支払手段の情報提供事項の会員に代わる周知

前払式支払手段の情報提供事項の一部について、発行者に代わり協会のウェブサイトで周知する。

VI 資金決済業に関する調査・研究

1. 第19回前払式支払手段発行业実態調査

約1860社の前払式支払手段発行者を対象に調査を実施する。結果は発行业実態調査統計としてとりまとめ、会員及び回答者に送付するとともに広く公表する。

2. 第4回資金移動業利用実態調査

資金移動業の利用の実態等を把握するため調査を行う。結果は資金移動業の利用実態調査としてとりまとめ、会員に送付するとともに広く公表する。

VII 資金決済業に関する広報・啓発活動

1. 金融庁・財務局と連携した説明会の実施及び協会事業活動の広報

24年度から、金融庁の協力の下、全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに資金決済法の法令等に関する説明会を開催するとともに、併せて協会事業活動の広報を行うことにより協会の認知度向上に努めている。28年度から三巡目の説明会を開始しており、本年度も金融庁の協力の下、財務局と連携し、共催説明会を実施する。

2. 消費生活センターや一般消費者向けセミナー等への講師派遣

国民生活センター、消費生活センター及び消費者団体等との間で消費者からの相談・苦情等に対する情報連携を強化するとともに、これらの団体が実施するセミナー等への講師派遣依頼に積極的に対応する。また、資金決済業に関する金融リテラシーの向上に向けて、消費者等を対象としたセミナー等への講師派遣依頼に対応する。

3. 協会パンフレット（協会のご案内）の配付

協会パンフレットを行政機関、事業者、事業者団体等へ配付するとともに、各種機会を通じ、協会の事業活動について紹介し、協会の認知度向上を図る。

4. 事業者向けリーフレット及び消費者啓発パンフレットの配付

資金決済法に関する事業者向けリーフレット及び消費者向け啓発パンフレットを引き続き事業者・事業者団体や消費生活センター等に配布し、資金決済法等に関する普及・啓

発を行う。

5. 協会ウェブサイトの充実及び情報発信の強化

協会ウェブサイトについて、資金決済法等が改正されたことを踏まえ、事業者向けコーナーの「事業者のみなさまからよくあるご質問」について内容の見直しを行うとともに、引き続き、見やすさ、使いやすさ、分かりやすさの向上、また、内容の整理、充実に努めるとともに、情報発信ツールとして機能を強化する。

6. 前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報の広報

資金決済法に基づく払戻し手続を実施している会員の前払式支払手段に係る払戻しに関する情報（発行者の商号、前払式支払手段の名称、払戻し申出期間、連絡先等）のほか、会員以外の払戻し手続又は還付手続を実施している発行者に係る払戻し又は還付に関する情報について、協会のウェブサイトにおいて掲載し、広報・周知を行う。

7. 「協会ニュース」の発行

協会の事業活動の報告のほか、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等について外部の有識者からの解説等を中心に編集し発行する。

8. 「決済協速報」の配信

資金決済法の法令・事務ガイドライン、自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの改正、関係法令・ガイドライン等の改正、基準日報告・未達債務の額等報告等行政への定期報告に関する情報、協会事業のお知らせなどを中心に会員に随時メール配信する。

9. 「資金決済関連情報」の配信

資金決済業や関連業界の動き、行政関連ニュース等について集約し、会員にメール配信する。

VIII セミナー・研修等の実施

1. セミナーの開催

資金決済業者に関係する制度改正等の動向や会員のニーズや意向を踏まえつつ、セミナーを開催する。

2. 前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員の前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続、事務ガイドラインの留意点等について研修会を開催する。

IX 組織運営の円滑化

1. 社員総会及び理事会の開催

社員総会及び理事会について適正かつ円滑な運営を図る。

2. 委員会等活動

(1) 常設委員会の開催

総務、政策及び自主規制の常設委員会は、各々の任務をテーマに必要なに応じ開催する。

(2) 資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催

金融審議会において、決済業務に係る横断的法制の整備等、決済関連法制その他金融制度に関する審議を継続していくこととされていることを踏まえ、必要なに応じ、資金決済法に関するフォローアップ委員会を開催する。

(3) 資金決済業者会議の開催

紙・磁気型発行者会議、I C型発行者会議、サーバ型発行者会議及び資金移動業者会議の四つの資金決済業者会議は、各々が抱える課題等をテーマに必要なに応じ開催する。

3. 会員相互の意見交換等

会員相互間の意思疎通、意見交換、連絡及び調整を推進する。

X 協会の組織体制の強化等

協会は、組織体制強化及び事務所機能の強化のために27年12月に新事務所に移転したところである。引き続き、新事務所の有効活用を進めるとともに、即戦力になる職員の採用を行うことにより組織体制を更に強化し、適切かつ円滑な業務運営を図る。